

■(株)ナレッジサポートで定める手数料

◆(株)ナレッジサポートで定める手数料は次に示す限度額の範囲内で求人者等から徴収することができる。

(株)ナレッジサポートで定める手数料

- 手数料の種類
- 求人受付手数料
- 紹介手数料
(上限制手数料)
- 「求人受付手数料」「紹介手数料」の2種類です
求人の申込を受理した場合、1件について670円を上限として徴収できます（免税事業者は650円が上限です）
求職者に支払われる6ヶ月間の賃金の10.5%に相当する額を上限として徴収できます。（免税事業者は10.2%が上限です）

※紹介手数料は雇用期間によって次のように定められています。

前提	紹介手数料の最高額	
a 次のb及びcの場合以外	支払われた賃金額の100分の10.5（名税事業者は10.2）に相当する額	
b 同一の者に引き続き6ヶ月を超えて雇用された場合	6ヶ月間の雇用について支払われた賃金額の100分の10.5（名税事業者は10.2）に相当する額	
c 期間の定めのない雇用契約に基づいて、同一の者に引き続き6ヶ月を超えて雇用された場合	右の（a）又は（b）のうち、いずれか大きい額	（a）6ヶ月間の雇用について支払われた賃金額の100分の10.5（免税事業者は10.2）に相当する額
		（b）6ヶ月間の雇用について支払われた賃金額から、臨時に支払われた賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われた賃金を除いた額の100分の14.2（免税事業者は13.7）に相当する額